

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に係るヒアリング（11）」

2. 日時：令和3年10月13日（水）13時30分～15時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

古作企画調査官、田尻主任安全審査官、上出安全審査官、藤原安全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社 鈴木 理事 再処理事業部副事業部長 他15名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html

- ・ 令和3年10月4日

「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:10	はい。規制庁タカナシです。それでは時間になりましたので、本日のヒアリングを開始したいと思います。本日は10月4日に提出のありました。債日本原燃6ヶ所再処理施設の変更許可と有毒ガス防護対策等に関わるものですね。
0:00:28	の治療に対するヒアリングを行います。まず初めに規制庁側の参加者をお知らせします。WEBからコサク調査官、カミデaフジワラ河原崎タカナシへとそれから系統本庁側の方から御紹介いただけますでしょうか。
0:00:46	規制庁帯磁率本庁会議室からタジリが参加します。
0:00:50	上げて高まっているありがとうございます。規制庁側は以上です。それではまず日本原燃側から本日のスプレイ参加者ご紹介をお願いいたします。
0:01:00	日本原燃のスガワラベースで本日の参加者ですが、スズキオオバ、スガワラミウラ、ハラオクデ
0:01:09	メキタナカ、ツシマ、シモヤマセガワ
0:01:14	市場
0:01:17	その次ですが、こちら廃棄物共用に関するメンバーを紹介します。ハマダワカマツ、ハタケヤマフクイ、こちらのメンバーですが、14時半行こうかというふうはこちらに集まるようになっております。
0:01:34	以上となりますよろしく申し上げます。
0:01:39	規制庁タカナシですありがとうございます。それではですね、本日のヒアリングですけれども、左の資料は一式提出時でいただいておりますがまずは本日全体の整理の進め方でたばこその反映状況コメント対応含めた
0:01:57	反映状況につきまして、まず、
0:02:00	現在測らご紹介いただいただけたらその治療は一応層全体ものの中心ではあるものの、実際の反映状況とか必要に応じては個別の資料も含めてですね、対応の内容なども含めて御説明いただいて、こちらからもですね、基本的本で中心としては全体の方の確認を進めつつもですね。
0:02:19	個別の資料についてもコメント対応状況ですがその状況の確認というのをちょっといただいて今後のヒアリングの進め方を円滑になるようにですね、場合によってはセガワの整理のお願い等を個別の方の方も含めてさせていただくということですいませんさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。
0:02:41	はい、日本原燃、三浦です。はい。その進め方でよろしいと思います。
0:02:47	定常タカナシありがとうございます。それではまず初めに原燃の方から資料を載せて全体の方を中心にですね資料の説明のほうをよろしく願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	はい。日本原燃のオクデでございます。それでは有毒ガス防護に関しまして説明を始めさせていただきますが、今回資料がちょっと物量が多くなっていますので、まず資料の構成について、
0:03:14	説明させていただきます。それと資料についてはちょっと一覧を提出させていただいておりますけれども、記載の順番も説明の順番と一致してませんのでそれも補足をしながら説明させていただきます。資料としてはですね今回の申請に関する全体のまとめということで、
0:03:33	有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果についてを作成しております、今回の申請の目的であったり各上部の関係性横の繋がりですね、申請者の構成縦の繋がりこれを踏まえた有毒ガス防護措置の申請書への
0:03:49	反映の考え方が規則等について規則等に対する適合性の説明についてまとめております。今回基本的に全体っていったところについてはこの資料を用いて説明させていただこうと考えております。次にですね申請書への反映と規則等に対する適合性の説明、これは既許可を取る
0:04:09	中心まして整理資料で行いますので、関係する条文の整理資料について有毒ガスに関わる部分抜粋して提出させていただいております。その中でですね有毒ガス防護に係る申請書項目の整理表といったものを作成して、
0:04:26	補足説明資料とさせていただいておりますので、懇これも使いまして、コメントの対応状況なんかを説明させていただきたいというふうに思っております。その中でですね既許可で反映済みの事項、これにこれと尤度が数の影響評価倍増参考にしまして整理した。
0:04:46	申請書で担保すべき事項、この事故を比較しまして、増えた分がある場合は整理表の本文であったり、整理資料の主に反映すると、そういったことをやるということで以前コメントいただいた内容についてこの整理表を修正しまして
0:05:04	提出しております。なおですねこの整理表については有毒ガスと類似の大気汚染事象である第5条だったり、第9条外部火災、火山、それと第29条について整理した結果については有毒ガス防護措置と比較するために確認を行った部分ですので、
0:05:22	各整理しようではなくてですね全体まとめ資料の参考資料にするというような形で提出させていただいております。また技術的能力については本来一つのパッケージ例整理資料作成とかの段階ではしてはしておりましたが、今回は有毒ガス防護措置としてそれぞれ位置付けが違う。
0:05:41	部分もありますので、ちょっとバラバラで技術的能力 1.0 から 2.2 ぽつについてはバラバラで分けて提出させていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:51	今回今までとプラスで提出したのがですね整理資料で整理した担保すべき事項をこれを具体的に申請書に落とし込んだものとして、再処理事業変更許可申請に係る変更前後対費用と。
0:06:07	そういったものを作成して提出させていただいております。この対比表は融度ガス防護措置における各条文の位置付け踏まえまして、制限に係る 20 兆 44 条、技術的能力 1. 11 は制御室というので一つでパッケージングしまして、
0:06:24	26 条、46 条技術的能力 1. 13 関係は緊急時対策所でパッケージングしてますんでまた技術的能力 1.0 と第 9 条のその他外部衝撃に関しましては個別で作成して提出しております。
0:06:39	以上が今回申請で用いる資料なんですけれども、このほかに指摘事項について認識の共有を行うためのコメント管理表提出しております、また今回複数の条文に係るものについて説明しますので、スケジュールについて、
0:06:55	もうちょっと内容ごとに分割して説明を進めていきたいというふうに考えております。
0:07:04	次ちょっとスケジュールのことを説明させていただきたいんですが、スケジュールについてはですねまずは 1 回目で有毒ガス防護全体ということで、条文間の関係性とそれぞれの条文ごとに申請書で担保すべき事項が何かということを確認にすると。
0:07:23	これを今回やりたいと考えてますんでこれを踏まえた上で、担保すべき事項に対する技術的な確認事項の論点としてですね、2 回目で追加要求事項である検出装置の説明で次に換気設備の隔離あたり防護による防護対策の説明を行うんですけれども、
0:07:43	これは物量が多いということで、3 回目に設計基準関係で 4 回目に重大事故と使用分けて説明いたします。でコメント回答については原則として次回のヒアリングのときに行いますので、2 日目以降のヒアリングについては前回分のコメント回答を
0:07:59	主にコメント管理表を用いて行った後で本題の説明を行うというような流れになるというふうになっております。
0:08:07	一応以上で一旦資料構成とスケジュールについて説明させていただきましたが、何かご意見だったり確認した事項等あれば、ありましたらお願いします。
0:08:22	規制庁多関節ありがとうございます。それではゲイ等、こここまでの資料の構成率とかスケジュールにつきまして、規制庁側からコメントがありましたらお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:40	規制庁大切様はじめにどの順番ちょっとあれかもしれませんが、スケジュールのことを一言を確認といえますか。とコメントなんですけれども、今
0:08:53	今後のヒアリングスケジュールという価格の尼崎今後のヒアリングのテーマとそれからスケジューリングについてお話があったかと思えますけれども、一応予定スケジュール案上は1週間に1度ぐらい実は5月スケジュールが入っているという予定でこれおそらく、
0:09:10	実際ヒアリングをしてそのコメントの対応を、状況によって代表のその物量とかです内容によってはですね兆候調整が必要になるかと思えますけれどもそれはそういう理解というよりは完全にコミュニティクセな決定な今後調整していくという理解ということでよろしいでしょうか。
0:09:27	日本原燃遅れでございますそうですね一応これは予定ということで基本的にこの流れに沿って資料作成とかも説明していきたいとは考えておりますが、物量であったりそういうものによってはちょっとずらすということも考えております。以上です。
0:09:45	規制庁タカナシですありがとうございます。あと、ちなみにちょっとまだこれは確定した話じゃないけどまだ今後ヒータ会合等の予定も入ってきたりするとですね、それに合わせて資料とかですはい説明ということになってくると思えますので、ちょっとその場合には振りを含めた見直しということもお願いすることになると思えますので、
0:10:02	それもまた考慮しておいていただければと思えますのでよろしく願いいたします。以上です。
0:10:08	日本原燃遅れです承知いたしました。
0:10:11	他に特段ないようでしたらす。
0:10:16	二つの中に入れていただいておりますがよろしいでしょうか、規制庁の田尻です。いくつかだけ事実確認していいですか。
0:10:25	はい、わかりました。規制庁田尻ですがまずスケジュールに関してなんですが先ほどのお話だとヒアリング1週間ごとに消え等勢されていて次回のヒアリングぐらいにはコメント回答も含めてみたいな話だったんですけどその倍資料の提出のタイミングっていうのはどれぐらいのタイミングで資料がうち見れると思っておけばいいですか。
0:10:46	日本原燃の小出でございます。我々として考えてたのはですね18日、じゃあすいません
0:10:53	基本的に大体水曜日にとヒアリングがありまして、それで次の週の月曜日にまでには提出すると、そういった形で考えておりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:05	規制庁田尻です。物量にもよるのかもしれないけど最低 2 日前までには提出テーマ物量を受ければ先ほどよう調整みたいな話もあったんでそれを踏まえながら調整するというので一応理解しました。あとすいません今ヒアリングの①から④までやってコメント回答⑤つちゅう形で⑤全体的なことで、引き続きやっていきますよという趣旨かなと思ってるんですけど。
0:11:25	今書かれている②から止まる一期から④から①から④のところっていうのは、基本的に整理資料であるならばそこに会計補足資料とかも含めて全部というふうに思っておけばいいですかね。
0:11:43	どうぞ。日本原燃オクデでございます。提出のことを
0:11:48	ということであれば成長タチエスあ、そういう意味ではなくて今切られているのが
0:11:54	情報の整理するときに 4 種類ぐらいでまず発生元何かとか対策何かっていうのに近いところの切り方西見えたので、今要は球場とか 20 条では 26 条とかの条文単位で見てたときにどこの単位で切っているのかちょっとわかりづらいところもあったので、基本的にはあまりこれに、
0:12:14	我々過ぎずその関連するものに関してはある程度答える準備をしながらヒアリングに臨まれると思っておけばいいですかね。
0:12:22	日本原燃の小出でございます。そうですねあの今回一旦すべて提出しておりますので、この区切りで出てこない条文について全く答えないというわけではありませんので、関係するところは、各々のヒアリングでコメントなりしていただいてそれに対する回答も、次回の
0:12:40	回答もした上で、残りがあれば次回のヒアリングでまた治療修正なりをしてすべてに対し、関係するところすべてに対して資料修正した上でまた説明するとそういうような流れに考えております。
0:12:56	規制庁田尻ですのでここに書いてあるの一等検知所装置とかそういう単元にあまりこだわり過ぎずに関連するものがあれば多少手順とかに関わるものであってもこたえつつでその場で引き取る物があればその自主どこに合わせて答えていくような流れになるというので一応理解しました。自分からは以上です。
0:13:16	規制庁高まつてるその他何かスケジュールその辺りは全体のその構成等につきまして規制庁側から何か確認、この段階で確認することがございますでしょうか。
0:13:34	時精度を高めてそれではまたあれがあればですね、最後のまとめるときとかでもまた確認するということにさせていただいてさせていただいて、当資料のほうの説明に入っていたかどうかと思いますがそれでよろしいでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:52	日本原燃オクデです。では
0:13:56	原燃側としてはそれで問題ありませんので、
0:13:59	続けさせていただきたいというふうに思います。
0:14:04	それではですね、今回のヒアリングはスケジュールに従いまして、主に全体まとめ資料である有毒ガス防護に係る適合性の確認方法及び結果についてと、この資料を用いまして、
0:14:18	条文ごとに申請書で担保すべき事項の整理結果と既往た既許可との関係を踏まえた各条文への反映方針、そういったところを説明させていただきたいと 思います。
0:14:30	それではその資料を見ていただきまして、適合性の確認の全体の有毒ガス防護に関する全体の流れですねそれについては1ポツのはじめに記載しておりますが、
0:14:45	具体的にどういふふうにするかというところは最後のもうパラグラフ段落の記載の通りですねまずは既許可での有毒ガス防護措置を整理してその上で担保すべき事項と比較しまして、その中で差分必要なものがあれば、
0:15:03	それを有毒ガス防護措置として申請上に反映すると、そういったことによって、有毒ガス防護がバルブ適合性を示すというような形にしております。0とそれを具体的にどういふふうにするかというの2ポツ以降に記載しておりますが、基本的にこれ以前も提出させていただいた資料ではありますが、
0:15:25	改めて説明させていただきますと、既許可での有毒ガス防護措置の整理というのは2ポツに記載の通りで、別紙1-1と1-2というところで、既許可の中で有毒ガスに関係する場所箇所、これを網羅的にピックアップしまして、
0:15:40	これを添付資料1で来オオバで有毒ガス防護というものがどういった体系で行われているかということを示しておりますのでこれを意識しつつ、添付資料2に示す有毒ガス防護に関係する条文が窮状だったり20乗だったりですね、これに対して先ほども申しました整理表、
0:16:00	これを作成して影響評価ガイドを参考にした申請書で担保すべき事項、これが何かという影響評価ガイドを参考にして整理しまして、それとの比較を行っております。
0:16:12	その比較の結果というところを3ポツのほうに記載してさせていただいてます。3ポツのほうはですね、まず単発議事項というところを三つに分類しまして、
0:16:27	一つ目はああいう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:29	県検出装置ですね検出応じに関するこれは追加要求事項もう一つは、これは重大事故のときの技術的能力の審査基準のところ追加された重大事故のときの要員の防護に係るついでにの要求事項、
0:16:46	三つ目がその他ということでこれは基本的に巻き許可の段階でも有毒ガス防護というところは要求されておりましたので、そういったところで担保すべき事項を改めて確認するというような形に分類しております。
0:17:01	結論から言いますと(1)は追加要求事項ということで新規に申請書の反映が必要なもので(2)と(3)はですね過去には追加要求事項であるものの、既許可に織り込み済みであるものの、三本 3(3)は先ほど申し上げた通り、
0:17:19	既往の段階でも要求されていた事項ですのでこういったものについては影響評価ガイドを参考にして有毒ガスの発生原因だったりが具体化されたことを踏まえて、許可の未記載を修正すると、そういったところが、
0:17:34	3 ポツの 1-1 だつたりに記載させていただいております。
0:17:41	こういった市以上の整理というのは条文ごとに整理表で行ってますが、その概要等各条文の関係だつたり、申請書の構成踏まえた申請書の反映の考え方、これについては
0:17:56	以前のヒアリングの中で表形式でわかりやすいようにまとめる。
0:18:02	ことというようなコメントがありましたので、4 ポツに記載の通り、添付資料 3 のほうでまとめております。ですので具体的なところは添付資料 3 のほうで説明させていただきたいと思います。添付資料 3 がですね、この資料の
0:18:20	85 ページから
0:18:23	始まります。
0:18:27	85 ページの次のページで 86 ページ、ここで表形式になっておりますけれども、
0:18:33	ここですね。
0:18:36	まず有毒ガス防護に係る条文というのを 1 列目に書きまして条文の位置付けというのを 2 列目で記載しております。
0:18:45	3 列目のところでは既許可で確認している内容、これはいわゆる整理表を 5 段表と呼んでましたけどそれを踏まえて時休暇でどういったことを確認して記載しているかというところをまとめております。4 列目の担保すべき事項この部分がですね。
0:19:03	規則等の要求に対しまして影響評価ガイドを参考にして設定したものですので詳細は設計基準については第 20-第 20 条の整理資料補足説明資料 2-8-別紙 1 なんかでですね。ええと影響評価ガイドと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:21	今回THAI有毒ガス防護措置として実施すると言ってる内容これとの比較を行って妥当性を確認していると、そういったところを記載しております。重大事故については技術的能力 1.0 の整理資料の
0:19:36	補足説明資料 1.0-6 の添付資料 3 を行ったところに展開しております、担保すべき事項が影響評価ガイドに沿っているというところを示しております。例えばですね 20 条なんかで説明していただくさせていただきますと 88 ページ。
0:19:54	さらに住居が始まりますが、
0:19:58	ええと、この部分のと 4 列目の①のところですね、これについては基本的には来許可のほうでも考慮されていますがこの下線を引いた部分、この部分については、新規で担保すべき事項だということを明らかにして、
0:20:17	その差分差分として本文だったり添付書類だったり、展開していくと、そういったところが一応見えるような形で記載しております。
0:20:29	あとは次の時 10 ページですね 90 ページにしていただいて④番ですね、これが検出装置の部分なんですけどこれは既許可では記載が特になかったものが今回、
0:20:45	アキレス追加要求事項としてできたと、そういったものがこれで見える化してそれをどのように展開するかというところを記載しております。
0:20:57	5 列、スズキ 5 列目から 7 列目がその担保すべき事項として差分があるものについて、ボンベ申請書の本文と添付書類と整理表の補足説明資料、そのごとの聞く場でどこまで書かれているかと。
0:21:12	それと、今後すべき事項として何を記載すべきか、そういったものを踏まえて記載の追加の可否だったり、記載すべき内容を精査しております。
0:21:24	あと直せませんこれ先ほど概要と、添付資料 3 は代用と言った通りですねここはすべて申請書のすべての部分について記載しているわけではなくて反映箇所として同じ箇所が複数ある場合には代表して記載しております詳しく
0:21:42	各整理資料の補足説明資料にしている整理表の中で、一つ一つ抜けなく見ているとそういうような形にしております。
0:21:56	こういうこのような整理を踏まえて、申請書において裕度ガス防護措置の是正間伐べき事項、これは明らかにした上でその適合性というのが整理させてまとめ資料の本文のほうに戻ってもらいまして 5 ポツのところ、
0:22:13	記載していると。
0:22:15	これでもって今回の有毒ガス防護というものに対して、
0:22:21	当有毒ガス保護というものに対して適合性というものを原燃として確認した結果、それを示していると、そういうような形になっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:33	いったところの資料の流れというところですのでざくっと説明させていただきましたが、これについて何か 5 コメント等ありましたらよろしく願いいたします。
0:22:51	規制庁タカナシですありがとうございますそれではどこまでのところで規制庁側からの確認、或いはコメント等何かございましたらよろしく願いいたします。
0:23:04	規制庁カミデです。今説明があった、全体まとめの
0:23:15	88 ページ。
0:23:18	からの表なんですけど、これて、
0:23:24	コメント管理表で言うと、何番の対応だと思って作られてるかちょっと認識をお伺いしたいんですか。
0:23:47	日本原燃の三浦です。
0:23:49	えーとですねコメント管理表で言いますと、43 番とですね 46 番、対応になります。ここでいただいたコメントに対してですねこの添付資料 3 というものをですね、
0:24:04	作成して、そこに反映するという形でお願い見ます。
0:24:09	規制庁カミデです。まずちょっとその認識が違ってですね、43 番て整理して欲しいというのはその条文間で役割を与えるのかっていうことをまず整理してくださいという話だったんですけど。
0:24:31	今回のこの添付 3 っていうのはそうなくて、どちらかというと、
0:24:37	コメントリストでいうと 48 番の
0:24:43	査定の関係の整理っていうんですかね、結局からどうなっていくのかっていうのを縦の関係のサマリーになっていて具体は各添付資料の御代表っていうこと立入だと思っています。
0:24:59	なので
0:25:02	43 番の条文間の関係を整理してくださいということに対して、今この表大勢は
0:25:10	回答はなされ、ちゃんとできていないということをまず認識いただきたいです。
0:25:17	具体的にどんなイメージかという、全体元弁の資料でいうと 80 ページに、
0:25:27	これもよくわかりにくいんですが、一応イメージ的にはまだこっちのほうが近くてですね。
0:25:35	難聴で何をやるには 9 条の時の発生原因について、ついては、多分 9 条の化学薬品の
0:25:45	漏えいに要請ますみたいなことだと思うんですけど、そういったことを、この役割はこの条文に持たせますっていうことをお体系的に見せて欲しい系のは、コメントリストの 43 番の移行なのでちょっとそういった形で認識いただければと思いますけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:05	今の所聞いて何か確認等ありますか。
0:26:12	日本原燃の小出でございます。このおっしゃる通りですね添付資料 3 というのはですね縦の繋がりがっていうのはわかるように記載しておりますで一方でいわゆる横の繋がりに、どの条文でこういった内容を
0:26:28	説明するかっていうところは、2 列目のところですね事業変更許可申請書上の裕度ガス防護措置に関わる位置付けと、こういったところでちょっと文章の形で説明させていただいております。
0:26:44	これ添付資料 1 のほうですね、これはビジュアルで見やすいような形ということで、ちょっと図のような形で示していただいておりますが、ここの部分を言葉で表すというのを表すと、
0:26:59	こういった 2 列目のような形になると、そういった意味で作っております。ただちょっと情報がその縦の繋がりに横の繋がりに、両方記載しているって部分もあってちょっと見にくくなっていると。
0:27:14	いうふうなことがありますので、その部分は精査したいというふうに思います。以上です。
0:27:25	はい。規制庁カミデです 80。
0:27:30	添付 3 のところでは書いてあると言われても何かがつくりでは確認できなくて最終的には資料に落とし込んでもうたってもいいんですけどもまずは概念的にはわかるような資料で、
0:27:45	やらないとなかなか認識がないんじゃないかと思っておりますので、80 ページの検品 G、
0:27:54	のような形をベースに整理いただきたいと思っております。そういう意味で先ほど添付資料 1 っていうのはその横の繋がりを変え年齢的に見せているんですみたいな話もあったんですけど、
0:28:11	この資料でもう、その横の繋がりにっていうのは綺麗に見せられてるっていうのもそう、もうすでにそういう認識なんですかね、いかがですか。
0:28:25	日本原燃のオクデでございます。その条文間の関係の横の繋がりで必要なところといいますか、重要な点は一応この資料を添付資料 1 の中で押さえているというふうに考えておりました。
0:28:49	規制庁カミデです。ちょっとこの 80 ページの添付 1 で少しついでで確認をさせていただきますけど。
0:29:00	どうぞ。そもそも今の海側に①から⑨まで項目出しがあるんですけど。
0:29:08	これはどういう
0:29:10	グループの項目だし、今日この項目違うというふうに変えられたんです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:19	日本月のオクデでございます。これはですねまずたり別紙の 1-1 と 1-2 に 関わる場所なんですけれども大気汚染事象と。
0:29:31	呼ばれる系統我々が呼んでいるもの、そういったものとしてまた域が汚染する ことによって人体の影響があって居住性の数等制限の居住性なんかに影響 があって、それが最終施設安全機能に影響を及ぼすと。
0:29:50	そういったものと、そういった事象ということでピックアップしております。
0:30:01	規制庁カミデです。それに対して、ガイドとの要求を考えると、
0:30:10	9 番⑨番の薬品の漏えいが入ってこないっていうのも考え方がよくわからない んですけどその天候ですと、
0:30:21	日本原燃のオクデでございますのでと影響評価ガイドってところはあくまで 有毒ガスに関してですね、⑨番は化学薬品の漏えいで棒もちろん化学薬品が 漏えいすると有毒ガスが発生するんですけども。
0:30:37	その部分についてはですね、個目の 3 というのがありますけれども、化学薬 品の漏えいによる、
0:30:46	営業については⑨で整理すると逆に有毒ガスの影響はマルA6 になったり、⑦ であったりところで整理するということで、そういう形で⑨の一部は、
0:31:05	1 影響評価ガイドの中できちんと見ますよっていうところは一応示しているよう な形にしております。
0:31:15	うん。
0:31:17	規制庁カミデですまずあの、米三の話をする、これはなぜ急で整理するの か、ふさわしいのかっていうことをまず説明をいただきたいと経過だけ急で整理 しているっていうのが、
0:31:31	だけではよくわからないということ整理しているっていうのが既許可での整理 なんか今回整理したものなのかっていうのも、この記載ではわからないので、 まず県を回るようにしていただけますと、
0:31:49	日本原電のオクデでございます。ここの記載はですね巻き許可でその通りにし ていて今回もそれを踏襲するという意味で記載しておりますので、そこがわか るように記載を改めます。
0:32:07	規制庁カミデですと、あと、その理由ですね、計
0:32:11	なぜ、こういう整理になっているのかということ一つ一つ丁寧に書き起こすこ とで、条文間の整理ですか。先ほどの回答もなかなか横の方ですけど、12 条 のは 1 分も
0:32:28	ちゃんと見てるんですけどっていうような感じでしたけど、今この表だけではどう なっているか全然以降使わないで、こういう考えでこの部分については、9 条 のこの部分で受けてそこで説明するんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:46	だから形状と12条の関係はこうなんですっていうのがまずこういうもうちょっと体系的に示してもらった上で以降の資料2は、それを反映していくっていうことで、まずはここで上流の整理をしていただきたいと思いますけど、認識は伝わりましたでしょうか。
0:33:11	日本原燃のオクデをオクデでございます。今の部分はですねコメントのところ、前回以前のコメントでも言われておりました。
0:33:22	なので、それを踏まえて一応
0:33:26	そういったところを説明するとどうしてもこう文章が長くなってしまうということもあって、添付資料3のほうでそれを書いたつもりではあったんですが、ちょっと
0:33:37	おわかりにくいかったり後説明が不十分であると、そういったところを認識しますので、記載をちょっと工夫して修正したいというふうに思います。以上です。
0:33:51	規制庁カミデですとパツとですね当行あえて言うと、※1と※2で説明していることも多分考え方として、ちゃんと説明していただくの大事なんですけど、何か何に包絡されているのかって言うのをもうちょっと具体的に欲しくてですね。
0:34:13	8000円みたいなものをここで包絡しているのか。
0:34:21	もしくは影響ですね、影響といっても
0:34:25	人人に対する影響だとか設備に対する影響という対象物が当然あってとの強化っていうのもあるけど、影響がここに公約されてるんですとか、それを踏まえた線形がここに包絡されてますとか、
0:34:41	あとは対策ですね対策について、ここの部分の対策は何条で記載してますとかいろいろあると思うんですけど、ざくっと包絡されているっていうだけではなくて、何が何に包絡されているかな、きちんと書いていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
0:35:04	日本原燃のオクデです。承知いたしました。
0:35:12	規制庁カミデです。とりあえず、
0:35:16	今説明いただいたようなところに対して私は以上です。
0:35:26	規制庁タカナシですありがとうございます。その他規制庁側から言うと、これまでのところ、或いはその関連するところで何かコメント或いは確認等ございましたらよろしくお願いいたします。
0:35:41	規制庁のカワラサキです。ちょっとCAQ最初に確認なんですけど。
0:35:45	今日の説明って、今その全体まとめ資料ベースに御説明いただいたんですけども、
0:35:54	確かに全体まとめて全体の流れを書かれているのかなと思いつつ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:59	これまたいろいろなコメントを受けてこういう資料をまとめられていると思うんですけど。
0:36:07	さっきちゅ一部そのカミデからもコメントリストの対応状況についての説明を確認があったんですけど、そこら辺のコメントリストの話ってのはこの後ナースされるっていうイメージで見ればいいんですかね、今とりあえず全体まとめ資料について、
0:36:24	何かあればということなんですかね、ちょっとそこを教えてください。
0:36:32	日本原燃のオクデでございます。当庫細かいコメントに対する各論といいますか、そういったところは、これから説明させていただこうと思ってましたので、まずはその全体まとめ資料を今説明した部分に関して何か。
0:36:48	あればというところでお願いします。
0:36:52	規制庁川崎です。ちょっとそういう意味で言うと、ちょっと具体の悲しいを踏まえた後にもう一度言ったほうが何となくわかりやすいような気はするんですけど、一応その頭出しだけさせていただきますと、このまとめ資料で、
0:37:08	1.0 関係の話なんですけれども、結局 3 ポツのところの確認結果なりが示されて 4 ぽつぽつと。
0:37:21	繋がっていて、例えばその 1.0 関係の記載で言いますと、
0:37:28	どこでもいいんですけれども、例えば 7 ページの 5 ポツのところでも最終的に適合性としてはこうなってますよという話が
0:37:36	されていて、5 分の区の配備とかが 5.3 とかにも書かれてはいたりするんですけど、中央制御質とか、或いはその緊急時対策所みたいな話の適合性については、
0:37:51	ある程度書かれてはいるんですけど。
0:37:54	先日のヒアリングでも話題になったような報告をアクセスルート上でどうするかとか、或いは窃盗妥当性としてはどういった評価を行った結果として、
0:38:08	こういうとかへの反映、或いはですね、整理資料への反映があるのかみたいな話があんまり見えてきてないような気がしていて、そもそも 3 ポツの確認結果がそこら辺書かれてないから。
0:38:21	最終的にここ変更コツとかの流れでも触れられてないような気がするんですけど、この辺の記載でどういうふうにお考えかちょっと教えていただけないでしょうか。
0:38:38	日本原電の小疇でございます。今の全体まとめて言いますと今おっしゃられたその 1 点。
0:38:46	1.0 関係を反映 3 ポツで言うと 3 ポツのに動くんですねこの部分なんですけれども、その中でですね精鋭と 3 ポツに導通 1 の中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:03	すいません 3 ポツ 2 ポツにですね、3 ポツ 2 ポツ 2 の中で、
0:39:21	ここですね 4 ページセガワ 4 ページ目のところの下から 120134。
0:39:28	4 行目のところですね 4 行目の部分で対応方針こういった対応方針をしますとそれに関連しまして、
0:39:37	こういったところについて補足説明しますというところを書いてある中で、防護もちろん御防護具を用いた有毒ガス防護の妥当性の確認結果、これについては歩数整理資料に補足説明資料で追加すると、そういったことを記載しております。
0:39:55	実際ですね等、技術的能力 1.0 の補足説明資料の 1.0-6 をこの中に新たにそういった説明を追加しまして、説明するつもりでしたのでその説明というの防護対策に関わるところということで、
0:40:12	もうスケジュールの中ではヒアリングの④のところでお説明させていただこうかというふうに考えておりました。
0:40:23	規制庁のカワラサキです。今 PET4 ページの下の行の記載がさらにということで、関連する事項としての
0:40:32	説明をしているつもりということだったんですけども、
0:40:37	今言ったところの話を許可との関係で項目出して確認するというのが(1)から(3)までが基本的な
0:40:47	人項目だと思っていて、(1)から(3)を見ると、(1)に
0:40:54	運転員等の後期中でといったところでえと手順ないし体制を整備しますと、いう話で、例えば制御室屋内外で適切な防護服を定置定めていることを言ったことも書かれて、
0:41:10	は 1 通。
0:41:12	ちょっとこの
0:41:15	具体的にこの
0:41:17	報告。
0:41:19	に対して濃度評価をやってみたら結構大きな話が加わっているものなかなかそれが増えてこなかったのでもっと気になっていたというところでした。具体的にはちょっとコメントリストとの関係でちょっとこれからさっきちょっと話があると思っていて、
0:41:37	その結果／別途どういうプロセスを踏ん必要があったのかみたいな話をですねちょっとお話をさせていただいた上で、その結果、結局確認。
0:41:49	その上で何が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	何を確認したんですかっていったときにこの(1)から(3)の説明の程度で今回作業として原燃さんがやっていたことが適切に書かれているのかなって いうちょっと観点でもう一度見直し、
0:42:08	そういう必要があるのではないかと考えてますのでちょっともう一度、その際に コメントしたいと思います。
0:42:15	とりあえずは以上です。
0:42:26	規制庁タカナシです。その他何かございますでしょうか。
0:42:33	規制庁カミデですすいませんもう1点確認させてください。全体のまとめ資料 の86ページの表で、
0:42:43	先ほどは主に横の関係をちゃんとしてくださいっていう話でお話したんですけ ど、今度はその縦の関係として考えるとですね。
0:42:55	86ページの表の右から2段目なんかをこれは
0:43:02	添付書類への反映事項って言って
0:43:06	例えば①でこれこれを明確にしますと書いてあるんですけど。
0:43:12	これを記載を変更するといったやもののどういう記載になるのかっていった変 更のイメージっていうのはどの指定を確認すればよろしいですか。
0:43:30	日本原燃の遅れてございます。その部分についてはですね、実際に整理資 料の中でも今回提出させていただいた整理資料の中でこういったものを記載 するというので、変更箇所。
0:43:48	決めしていたりしますし、申請書というようなベースで見るとすれば、先ほど
0:43:55	対比表というもので再処理事業変更許可申請に係る変更の対比表、こうい ったものでお示ししています。第9条であればその第9条8項とその他外部衝 撃とこういったものに関わるところで、
0:44:12	変更している箇所について備考のところですね、こういう理由で変更します よとか、そういったところを記載しておりますのでそれとのひもづけでどう いった修正を行うかというのが見えるようにしております。
0:44:28	規制庁カミデですとちょっと具体的に今以上上げた9条で
0:44:37	確認をさせていただきたいんですけど、軽症の外部衝撃の補足説明資料 っていうのも、
0:44:46	今移せますかね。打つはなくてもお手元にある話を進めたいんですけど。
0:45:03	えっ。
0:45:04	日本原燃のオクデでございます。ちょっと画面に映ってないんですが一応手元 にありますので大丈夫です。
0:45:15	はい、規制庁カミデですと球場のその他外部の整理しようという、規格84 ページに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:28	この外部衝撃の公団表があつて、
0:45:36	ここは概要だところ、
0:45:41	該当すると 192 ページを見ればいいんですかね。
0:45:47	有毒ガスのところで
0:45:50	結論として既許可の変更記載を変更する必要はないっていう、192 ページの 4 ポツのどこ書いてあるんですけど、それが
0:46:02	先ほどの全体まとめの
0:46:05	86 ページの反映事項の記載とそこがあると全体のまとめの表だと記載を変更するっていうことになっていて、整備CO2 区等を反映事項ないっていう形になってるんですけど、この辺のそこはどう説明それも少し
0:46:35	日本原燃の原でございます。
0:46:37	一番表の
0:46:40	それと今
0:46:41	画面に映している 5 段表上は今カミデさんがおっしゃったような整備してまして、
0:46:47	というクラスの今のこの
0:46:54	はい。
0:46:58	すいません失礼しました 192 ページの
0:47:02	ここでは融度くださいに対しての事項ありませんっていうのを整備しております。
0:47:10	196、通し番号の 196 ページのほうを見ていただきますと、
0:47:17	規制庁カミデです薬品側で書いてあるのは知っているんですけど、そもそも説明のテンションが違いますかっていう話で、同じように県に読ませているのに、片やはい事項なし。片や反映するDっていうのは説明のてしまってますよっていうそういう話です。
0:47:37	原電ハラでございます。失礼しました。そういう意味でいきますと、全体まとめ資料のほうに絵の
0:47:44	86 ページのほうに、
0:47:47	戻っていただきまして、
0:47:51	86 ページの右から 2 列目、①のところで、
0:47:55	ここで抽出について明確となるように記載を変更するというふうにはい事項ありというふうに記載しております。ここに※1 を打っております、
0:48:08	このコミュニティが
0:48:10	次の 87 ページのほうに、
0:48:13	その中身を書いておりまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:17	ここです成長カミデレーザのそういう性わかりにくい整理をされているのをわかった上でもっとシンプルに表現したらいいんじゃないかとまた、
0:48:31	この絶対まとめの
0:48:34	表オオバですね、どこまで有益なのかも有効からなくてもともと先ほど横の整理を見せるために作りますと言われたってということだと、この表ではよくわからないし、建家整理をきっちり整理しましたと言われてもですね、
0:48:52	確保側線各整理資料にもうちよつと詳しいものがあるから、この表でどこまで何を説明したいのコピーをわからないんですと、いずれにしても、
0:49:07	こういうこのまとめ資料にもこういう表を付けるのであれば、同じようなテンションで書いてもらわないと、主にそごがあるように見えてしまうので気をつけてくださいってことです。
0:49:39	規制庁カミデです。聞こえてますねハラでございます。すいません今のわかりにくいところそれから5段表との施行が
0:49:50	わかりにくいわかりにくくなっているところについては改善をいたします。以上です。
0:49:59	規制庁歓迎そもそもここだ表等を記載が違う意味が横から同じものを貼り付ければいいし、同じものを貼りつけになったら存在意味があるのかってところなので、
0:50:12	今検討いただければと思ってその上で、本当に確認したかったのは、
0:50:19	この後段評定も9条の山川代表を見てもですね、どんな
0:50:27	川二倍になるかがわからなくて、もともとすてき。
0:50:33	というコメントを出してもらった趣旨はどんな姿に変わるのかっていうのをこの御代表の中でイメージができるようにして欲しいということだったんですけど、今このや
0:50:48	その他外部292ページを見てもどんなふうになるのかがわからなくて、
0:50:56	それを見るのが今度対比表になってしまいうんですかね。
0:51:02	日本原燃の原でございます。はい、具体的な変更案の内容については対比表のほうに飛ばすというような構成にしております。
0:51:12	以上です。
0:51:15	規制庁カミデです。その時に対比表に大体変更イメージが書いてあるのはっていうんですが、検証の整理資料でもですね、1ページから
0:51:35	名内容基本法、設計方針が国会であるわけじゃないですかね用対比表で、
0:51:42	書いてある左側にあるようなものを使ってなぜ9条の整理しようではそこはまだ判明していないんですかねもしくはこれも反映済みということなんですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:03	規制庁カミデですあれですからの形状その他か委員の横 16 ページが反映箇所で、
0:52:11	この下線ですべて表現してるってことですか。
0:52:18	日本原燃の原でございます。カミデさんのおっしゃる通りで窮状その他外部衝撃の整理資料の 66 ページの 5 ポツ 2 ポツ 3 のところの河川のところ、ここが
0:52:34	変更部分ということでお示しております。
0:52:38	以上です。
0:52:48	どう規制庁カミデせっかく 92 ページで、防護対象を
0:52:57	196 ページの
0:53:06	& 網羅的に抽出をしてますっていうことを言うために反映しますといった結果、申請書で等をつけますっていう結論はちょっと余りにも理解しがたいんですけどそれどういう考えなんですかね。
0:53:22	中身の話になって申し訳ないですけど。
0:53:37	日本原燃の原でございます。
0:53:43	外胴のを参考に具体的にその有毒化学物質いるプラス発生原因を調査した。
0:53:51	結果、今の
0:53:54	第 9 条の事業所内の核物質銅縁のところに列挙している。
0:53:59	化学物質以外に複数／カテゴリーとして化学物質がございましたけれども、それを一つ一つ列挙する。
0:54:12	よりも、
0:54:14	する必要は必ずしもなくて、そこはそうしたのも、そうした今の列挙している範囲以外のものも、
0:54:23	含めて、調査をしたというところを示すために、等で作ったと。
0:54:30	ということで、今の記載にしております。
0:54:33	以上です。
0:54:37	規制庁カミデです余りにも変更後で等がついただけっていうのはわかりにくいし何を考えたのかっていう伝わらないと思ってこの辺は中身の話などで
0:54:52	また追々 ATOK 人をされればいいと思えますけど、
0:54:59	まずここ今ここで確認したかったは 996 ページに
0:55:08	ここに当オオバ追加するだけなんですっていうのはわからないと、結局いろんなページをさかのぼってですね、
0:55:19	どう反映されるのかさなきゃいけないし、今の
0:55:26	等の 66 ページでした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:29	以外にも反映箇所があるかっていうのは、結局、前ページいろいろ見ていかないとわからないので、この部分こう変わりますっていうのが御代表の中できちんとわかるようにっていうのはもともと5段俵ちゃんと
0:55:45	整理してください。縦の関係整理してくださいって言った趣旨になってとりあえず後段表の中で変更後の出来栄えっていうのが見えるように、資料精査いただければと思います。よろしいですか。
0:56:02	日本原燃の原でございます。
0:56:05	承知いたしました。ご覧ほく代表の4ポツのところですね、どういうふうに直すかというところがわかるような記載にしたいと考えます。以上です。
0:56:19	規制庁カミデです。長くなってすみません以上です。
0:56:26	規制庁タカナシですありがとうございますとその他に何か等確認コメント等ありますでしょうか。経常側から、
0:56:37	規制庁のフジワラです。ちょっと細かい点で恐縮なんですけど、1点ちょっと日本語がわかりづらいので教えていただきたいんですけども、通しページの4ページの3ポツ2ポツ2の文章の中で、
0:56:51	全体的にちょっとわかりづらいついていうところもあるんですけど考慮しているところことを確認したつていうところで、下のところで定めている定めているというあつてこれは結局のところ、こういったことは書いてましたよつてことを言いたいのかなつていうことで理解はしてるんですけども。
0:57:08	その横3-1、下の文章で一方でつていう中の蒸気の手順書ではつていう文章があるんですけど。
0:57:16	以上の所に反映して明確なつていないところが手順書に反映されていないことを確認したと書いてあるんですけど、これ整備されている手順書の内容の話をしているのか、許可とかに書いてある手順書つていうところの記載の話をしているのかよくわからないんですけど。
0:57:35	これつてどつちの話をしていますか。
0:57:44	日本原燃オクデでございます。この部分ではちょっと手順書の中身の話をしております。
0:57:52	規制庁のフジワラさんでは、手順書の中身つていうことは今整備と原燃の中で整備しているつていうと手順書の中に見に行くことを、こういった内容が入つてませんつてことをここで書きたいつてことですか。
0:58:12	日本原燃のオクデでございます。
0:58:16	大枠としては入つてるんですけども、明確となつていないつていう意味で記載しております。
0:58:25	規制庁のフジワラです

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:28	許可の申請書とかの文章の中で、そういった内容が読み取れないっていう意味ではなくて、時遵守に入っていたときに、その内容は読めないっていうことをここで、
0:58:40	示されてるってことですか。
0:59:05	日本原燃の原でございます。すいませんちょっと従い確認をしますので、少々お時間を
0:59:13	いただきます。
0:59:16	規制庁のフジワラですと何かお聞きしたかったかという、
0:59:22	細かい手順書の中身話をここでしたいのかどうか、マニュアルとかそういったところの話をここで書きたいっていうふうには
0:59:31	もちろん、ゆくゆくはそういう話があるんでしょうけど、バイクだってこの
0:59:37	後段規定とかであるのかもしれないですけど、この中で整理したい話なのかどうかっていったところで、日本語として、
0:59:46	許可申請書に書く内容としての
0:59:52	内容の許可の当記載。
0:59:56	として、
0:59:57	どうか聞きたいのかなのかなと思ってたんですけど、それが読め読みづらいついていう
1:00:03	ところで、お聞きしたかったんですけど、それを話しではないんですか。
1:00:09	日本原燃のオクデでございます。今ここでの記載はあの申請書上で示している今の第5表とかそういったところの手順書のところをさせておきまして、その中で、ここに記載した手順を反映したいと。
1:00:26	そういった意味で演説ですので、その後段規制で明らかにするというところの手順省ではとはまた別の
1:00:36	どうですか。
1:00:39	規制庁のフジワラですわかりました。
1:00:50	規制庁タカナシです。他何か確認コメント等ございますでしょうか。
1:01:07	規制庁タカナシです。よろしければまた何かあればちょっとまた戻らせていただくということで、続きの説明をさせていただこうと思いますが、それでよろしいければ、引き続き説明の方よろしく願いいたします。
1:01:23	日本原燃のオクデでございます。それでは説明を続けさせていただきます。ここからはですね今回のヒアリングの内容は条文間の関係性を整理ということで、添付資料3のほうで

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:41	定義展開しておりますがちょっと内容がわかりにくいというところではあるんですが、その部分について、必要なでしたら厳然として、論点となるであろうと思われる箇所について説明させていただきたいと思います。
1:01:57	まず一つ目がですね。
1:02:02	ここ、
1:02:03	この添付資料3の中で明らかにしたかった。すべきというふうに考えてた一つ目がですねこの4列目のところに書いてある担保すべき事項、これはコメントのコメントの中でも、
1:02:18	統合先許可で確認している内容がこうで、防護措置として担保すべき事項はこうだとそこを明らかにした上でその差分について反映するとそういったところを示すようにというようなコメントもありましたので、この担保すべき事項、
1:02:34	について説明させていただきますので、この部分についてはですね。
1:02:39	有毒その一防護対象者の設定だったり、融度ガスの発生元の特定検知手段の設定防護対策の設定というように、影響評価ガイドの妥当性確認の流れに沿って設定しております、例えば、
1:02:56	86ページをまとめ資料の86ページですね、これの丸、第9条に関わるところの①番、これに関しては発生元の話ですし、②番であれば、
1:03:12	これ別途防護対策の話と、そういったような形でまとめておりますんでこれで影響評価ガイドを参考にしながら、必要だと、再処理施設として必要だと思われる有毒ガス防護措置について、
1:03:27	この部分で明らかにしているとそういうような形になっております。
1:03:32	で、
1:03:33	二つ目の論点としましてじゃこれがその条文の間でどこでどのように整理すべきかと、そういったところは2列目のところで繰り返しになりますが2列目の位置付けと書かれているところで記載しております、
1:03:49	例えばですね第8同じ86ページの第9条のところで、位置付けとしては、ここは有毒ガスによる再処理施設の安全機能への影響を整理すると、外部事象としては有毒ガスが率直に設備に直接影響を与えることは考えにくいので、
1:04:08	再処理施設の安全機能のうち、中央制御室の居住性に影響を与える有毒ガスに対して、
1:04:14	発言の選定等を整理しますと、ただこの米印に言っている通りの裕度ガスといったときには、核物質の漏えいに伴い発生する有毒ガスも含むと或いは再処理事業所内における化学物質の漏えい、この中には交通事故であったり、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:31	向上事故だったりそういった再処理事業所外の個別の漏えいも包絡されると、そういったものを記載してさらに 12 条との関係ということで漏えいした過誤ミスそのものによるSARRY処理施設の安全性、安全機能への影響は第 192 条で整理すると。
1:04:50	そういったことを記載しております。
1:04:55	というような整理のところからですね 9 条と 12 条 20 乗だったりそういったところの関係性をどのように整理したかということをととしては、今の 5 月に対する人すいません都産処理施設においてですね。
1:05:13	各条文での裕度 9 月で、
1:05:17	の考慮っていうのは第 9 条の 5 のその他外部衝撃を起点としてますんで、さらにプラスしまして濃度評価の仕方っていうのが統合対象者や防護対策の内容によって変わってくると、そういったところを踏まえまして、
1:05:32	第 9 条。その他外部衝撃で有毒ガスの発生元となりうるご提出及び可動施設の網羅的な整理を行って、その結果をベースとして、条文ごとに濃度評価などによって有毒ガスの発生元を特定すると。
1:05:47	その特定した結果を踏まえて、例えば互いに十条であれば検出要求事項として求められている検出装置の話だったり、あとは防護対策として求められている換気設備、これの設備の使用であったり、
1:06:04	設計であったりというところを反映するとそういうような仕分けをしております。
1:06:09	政策繰り返しになりますが、内部署内部事象である各駅薬品の漏えい、これによっても有毒ガス発生しますが、それが大気に放出されて制御室の居住性に影響を与えると。
1:06:23	こういったものを考慮する観点では第 9 条でやはり整理すると、そういったところをこの添付資料 3-2 列目及び担保すべき事項の 4 列目、ここの部分で表現しています。このほかにも第 20 条における、
1:06:41	衛星中央制御室等使用済み燃料の制御室の位置付けの違い、こういったところは例えば、
1:06:55	87 ページですね 87 ページ目の右から 2 列目の※2 のところにこういったところで記載していたりとか、
1:07:05	そういったところとか、44 条 46 条、これは設備に対して担保すべき事項を定めまして、具体的な手順等については実績能力の 1. XI だったらいい点 13、ここで担保すべき事項として定めるとそういったような整理を添付資料 3 からわかるように、
1:07:24	しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:28	具体的な中身のほうについては記載している内容でもありますので、説明は省かせていただきますが、基本的にこの全体まとめペーパーで、
1:07:44	まとめるとしていた内容については今説明させていただいた通りに反映してお出ししていると、そういった形になっております。
1:07:57	御説明は以上です。
1:08:02	規制庁タカナシ説明ありがとうございます御説明ありがとうございます。それでは今の説明特に添付3関係を中心にはですね、そこから発生して関連する資料とか、はい。大丈夫かと思うんですけども、何か確認コメント等ございましたが、規制庁がよろしく願いいたします。
1:08:21	規制庁の田尻です。説明もあってさっきのやりとりの中でも火力あったんで一応事実確認だけなんですけど。今添付-3があってこいつの位置付けなんですけど結局各条のところで5段表みたいなことで細かな話を書いてあるけど、
1:08:36	結局、原燃として全部取りまとめたときに、今回の申請として何対応しなきゃいけないのって思ってますっていうのがここに書かれているという認識をしていて、右から二つ目のところで、ちょっと
1:08:49	どうしても縦に書きちゃっているんで、横の繋がりととしては見づらいんですけど1図書く上での位置付けの外部事象であればあと発生原因の特定とかそういうのを書きますよとか、制御室とかそういうとこであればその対策はここんとこで書きますよとか、技術的能力の話であればそのどこで書きますよというのが書かれていて、
1:09:06	そのうち許可で確認している内容でこういう話なんですよと。それはそれで置いて今回許可はまず置いとくとしても全部屋として全部やろうとしたら4行目書いてあるよねとかなきゃいけないでしょと。先々お金と赤線で引いて、
1:09:20	本日火線引かれてない差分というところが今回なきゃいけないことだと思っます。そのあと本文添付整理資料でこういうことは反映しようと思っますと、一応※書きで振ってある本文添付を整理費用に関しては、補足資料化に関しては全部書くの殺害面倒くさいんで、今書いてないんですけど。
1:09:38	左4行っていうのはとりあえず今回やらなきゃいけないことの整理としてまとめてみたものですかそんな認識ですか。
1:09:46	日本原燃オクデでございますねとおっしゃっていただいた通りでそのようにへとまとめております。
1:09:52	規制庁田尻です。
1:09:55	個人的意見かもしれないんですけど、書かれてる内容は読んでたら何となくわかるようになったんですけど、多分所見で見づらいのこれいきなり表に突入し

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	たからだと思うんですけど、説明聞けばわかるしながら、なんかも読んでいく中でそういうことなのかなと思いつつではあったんですけど。
1:10:13	わかりやすく説明結核もの作業されたんであればそれがわかりやすく伝わるようにだけしていただければとちょっと細かな何か並びがとれてないとか、結構いろいろあったりはするんですけど、この資料だけで何かどこ行っても仕方ない気がするんで自分からは以上です。
1:10:39	規制庁殿切手数え等例えば先ほどのコメントとかともちょっと関連するんだと思いますけれどもともも三朝というかわかりがちよっと1点でも仕組みの値があれば、ちょっとまたそこは整理のほう、少しご検討いただけたら再整理ためにですね。
1:10:58	少し見直しをしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。
1:11:04	日本原燃ブレース承知いたしました。
1:11:09	規制庁ためその他何かここを今の説明の沢山中心にですねに關しまして何か確認コメントを規制庁がございましたらお願いいたします。
1:11:24	規制庁カミデですと大枠の話を先ほど先行してしまったので、
1:11:31	ちょっと中身に入ってしまうんですけど、
1:11:37	まずその発生原因については
1:11:41	9条でまとめますっていう話で計上の整理しように行くと、いろいろ役員なり何なりを抽出した結果っていうのが出ているんですけど。
1:11:57	今回、
1:11:58	基本的には再処理施設内のを持ってる薬品なんかを網羅的に見たと思ってるんですけど、もうコストとか濃縮とかってどういう考えなのか教えていただきますと、
1:12:20	日本原燃の小出でございます。えっとですねも複数の施設については、敷地内にあるものとして見ます。それで一方で濃縮に關しましては、敷地外にある敷地側のほう提言ですね。
1:12:36	というような整理をしております。ですので球場のその他外部衝撃の整理資料の中で、そういった内部外部のでしょうと。
1:12:49	っていうのは別紙の
1:12:51	ハマダ
1:12:57	別紙の5からですね棒から始まっておりますが、精神の部分の中でそのMOXの施設和式敷地内の固定施設冷凍濃縮については敷地外の固定施設というような形でこの中に、
1:13:13	入っております。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:19	規制庁カミデです。具体的なページを今教えていただけると助かるんですけど、よろしいですか。
1:13:34	日本原燃とでございます。あと、例えばですけども、147 ページ、9 条の 147 ページですね、ここに硝酸を保有している保管場所をずっと書いてあるんですけども、その中で燃料加工建屋と。
1:13:49	いったものがありましてこれがMOXですね。
1:13:54	である範囲で或いはですね濃縮で言えば、
1:14:00	同ページ、
1:14:02	別紙の 4 ドアノブスピーチがですね別紙の 7 になるんですけども、172 ページですね。
1:14:11	172 ページ目のところに濃縮で使われる 6 ふっ化ウランからの記載をしております。
1:14:25	規制庁カミデです燃料加工建屋多め項目だったんでおわかりやすかったんですけど。
1:14:33	別紙 7 っていうのが、
1:14:37	これを今後このなりというか、どんどん、どの施設にあるものなのかっていうのが、
1:14:45	全体よくわからないんですけど、説明いただきますと、
1:14:54	日本が 7 億でございます。ちょっとそういう意味ではあまり親切な表示になってないんですけども 171 ページ目の部原油と書かれている部分、ここについては、これはいわゆる石油備蓄基地ですねその減容しております。
1:15:13	ネット人 72 ページ目が先ほど言ったときの趣旨です。はい。
1:15:18	わかりましたけどあの、ちょっとこの資料も私事前に読んでいて思っているのかまず最初に説明あった各施設ごとのというものですね保管場所が
1:15:33	メインの建屋である 5 わかるんですけど、他のかなり雑多な一施設内のたつてとかもいろいろあって、まず配置図みたいなものをきちんと出してもらって、
1:15:51	説明をいただかないと値自体がよくわからないなというところがありますし、
1:16:00	先ほど説明が 1721 ページとこの 2 ページのところをもう可能な敷地外であれば、
1:16:10	敷地外の配置図地図見て、
1:16:13	のもので、ここに何が有りますっていうものをきちんと書いてもらわないとなかなかイメージするかと思うんですかないのいうところなんです。簿価にもですね
1:16:26	表のフォーマットを一つのベースの中でも表のフォーマットがこの頃変わっていて、その

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:34	物の性質によってフォーマットを変えてるんだと思うんですけど、もうちょっとこうカテゴライズしてですね、1 ポツは、液体状の訓練と2 ポツは、常温で液体のものをとかっていう形で
1:16:51	ある程度カテゴライズして示していただきたいなというのが見る側の要望なんですけど、そういった対応は可能ですか。
1:17:02	日本原燃のオクデでございます。今この別紙7に関して言えばですねこのこれは敷地外の固定施設の
1:17:15	物を見るときに法令に基づいて抽出してますし、してましてこれ法令ごとに実は分かれております。ちょっとその部分が今見えない形になってしまっているの、もうちょっと申し訳なかったんですけど、そういった法令ごとにこういう分類こういう分類というような形でカテゴライズして締めを示しすると。
1:17:35	そういった形で問題ないでしょうか。
1:17:40	規制庁カミデです別紙7の示し方としてまずおつき法令ごとで何々法によるものというので整理するの構わないですしそれでいいと思いますけど、いずれにしても、
1:17:56	これがどこにあるものなのかって言うのは再処理施設等の配置上の関係みたいと思って明らかにしていただきたいんですけど、それはあれなんですかね、調査、調査の仕方的にどこにあるかわからない。
1:18:13	ということなんですよそんなこともないような気がするんで、一応確認しますけど、どういった意図ですか。
1:18:20	日本原燃のオクデでございます。えっとですねその部分については一応住所とかもAと確認しておりますので、イメージとしては外部火災のときにそういった地図でここに何があるっていうのを示しておりましたが、
1:18:39	ああいったイメージかと思えますけれどもそういったものは作成してお出しするということとはできます。ただちょっと今回はそこまでちょっと思い至らなかったということもあって一覧で提出させていただいてましたがそういった地図で、
1:18:54	見せるということは可能というふうに考えてます。以上です。
1:19:01	はい。
1:19:02	はい。規制庁カミデですよろしくお願いします。別紙7だけではなくてですね、その他の別紙でもう、例えば、同132ページ。
1:19:16	その次に、
1:19:20	その1134。
1:19:22	味覚33ページ、133。
1:19:27	こういう三中。
1:19:30	4,135.00

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:33	136 っていう形でなんかいろいろ表オオオカ変わっているんですけど、タイトルとかは特になくてですねどういうカテゴライズのものでまとめているのかはよくわからないので、
1:19:49	別紙 7 に限らず、
1:19:52	その辺もう少し明確になるように資料を拡充いただきたいと思っていますという しいですか。
1:20:00	日本原燃のオクデでございます。ちょっと系統見にくくなっておりますが一応そのカテゴライズした上でこういったそれぞれに従ってフォーマット作成してますので、そこはきちんと見える形で資料として提出させていただきたいと思 います。
1:20:19	はい、規制庁カミデですと、あと、大変細かい点で申し訳ないんですけど、135 ページなんかを見ていただくと。
1:20:29	最初にプロセスとか給水排水処理棟みたいな形であんまり意味ちよつとなじみ のない言葉で説明されていてよくわからないのでこのあたりもきちんと説明を してですね、どういうものかっていうのを、
1:20:46	下流にさせていただきたいと思 います。そういう意味でちょっと球場の発生元の 整理の結果みたいなものが調査をしたんだろうなっていうのはわかるんですけ ど、具体的にどうなんだっていうのがなかなかなくてですねちょっと改めてわか りやすさっていう
1:21:06	前例資料を見直していただければと思います。
1:21:12	日本原燃の小出でございます。この再処理プロセスとかいうような言葉の第 1、12 条の中で使ってる言葉そのまま作ってるような形なんですけどちよつと唐 突なところもありますので、そこはわかりやすさというところを踏まえて修正した いと思 います。
1:21:35	はい、規制庁紙ベースまでちよつと細かくなってしまいましたけど私の方から以 上です。
1:21:43	規制庁コサクです。今の話Cを聞きながら、なんでこんなふうになってんだらう と思って、9 条の整理資料ザーッと見てたんですけど。
1:21:55	すごい根本的なところで申し訳ないんですよ。
1:22:05	敷地内敷地外ということで分けているということはまあいいんですけど、敷地 外の方で濃縮がありますというのは見えるようになってるんですけど、敷地内 で最初李施設ではないものもちゃんと考えてます。
1:22:25	っていうのはあまり見れない形になってて買ってさらにですねもう敷くとかを考 えたときに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:35	先ほどの説明だとkA備蓄基地もレールようになってそのあたりをどこまで考えてますよっていうのを全体としてどう書いてあるのかなと思って。
1:22:50	ずーっとさかのぼって、資料の最初の行とかを見ていたんですけど、
1:22:58	今回、化学薬品だったり化学物質、核物質だったり有毒ガスというところでの人為事象については書いてあるんですけど、これは今の関連で、周辺。
1:23:13	施設の火災爆発っていうのとの対比を見ようと思ったら書いてなかったんですけど。
1:23:20	そこって、どういう整理になってるんでしたっけ。
1:23:39	日本原燃のオクデでございます。今の件は火災爆発の棲み分けはどうなっているのかというような御質問であれば、その部分については、
1:23:51	火砕物過圧については外部火災の一部ですので、ここでは記載していないとそういうような形にしています。
1:24:04	規制庁コサクです。すいませんそういう意味だと何ですかね、機器更新 11 ページで外部からの衝撃の損傷防止等
1:24:17	書いているんですけど。
1:24:21	あくまでここはその他事象だけを抜き出してきているってということですかね。
1:24:31	日本原燃の岡田でございます。サクサさんのおっしゃる通りです。
1:24:36	第 9 条の整理資料はその他外部衝撃等、あと、その他の外部火災とか火山ですとか、一緒に別に整理し起こしているものもございまして、外部火災は外部火災で請求を一つ起こしております、
1:24:52	今写しておりますのはこれはあくまでその他外部衝撃の経理資料でございます。
1:24:59	以上です。
1:25:02	姑息ですわかりました。ちなみに、何を個別に出してなにをその多分中で書くかって言う仕分けてどう考えてたんでしたっけ。
1:25:21	日本原燃の原でございます。
1:25:24	当条文担当に確認した際にはですね、例えば外部火災ですとか、火山影響竜巻なんかは、一つ一つの説明のボリュームが大きくなったので、それは個別に整理しを起こしたと。
1:25:41	というようなことで確認しております。以上です。
1:25:48	はい、コサクですので、その理由はやっぱりガイドとかが規定されてそれに依って細かくガイドとの対応関係で説明が必要だっということのような気もするんですけど。そうすると、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:03	有毒ガスだって同じじゃないかという感じはしますが一方で、今回お話をしているように、9条で終わりになるわけじゃなくて、20条26条とそれぞれ対応があるというところなので、ここでクローズするわけじゃないから。
1:26:20	引き続きその他にしておこうか。
1:26:24	関連する化学物質漏えいもこの枠だしていうぐらいですかね。
1:26:33	日本原燃オクデでございます。おっしゃる通りで、そういうような仕分けをして窮状その他のところに入れ込んでおります。
1:26:43	はい。口側です注その他にしている理由というのはある程度理解はできるかなと。
1:26:51	思いますけど。一方でも話を戻す等を
1:26:58	事象なり、発生原因としてどこまでどう考えてますかっていうのを見せるときに、現状の記載で外部火災とかの記載。
1:27:10	等を整合しているのかどうか。
1:27:13	ていうのがちょっとよくわかんなかったんですけどそのあたりは見ていてこういう状況なんですか、先ほどのカミデばいいといったような図面の話とかも含めて何かあってないような感じの話でしたけど、どんな確認状況です。
1:27:36	日本原燃のオクデでございます。ですね、ここ融度9月に関してはもともと先行の電力を参考にして整理して作ったものを中身が球場になって窮状だったら20乗だったりとか、に関係するというので、
1:27:56	そこを分割している込んでいると、そういった前前段状況があってその入れ込むときにですねその例えば20条であれば20条でどういった説明しているのかであったり、あとは類似する事象であれば、その類似する事象と不整合はないかとそういったところは、
1:28:15	示しているところではあるんですが今先ほど例のあったその外部火災で書いていてこちらのほうで書いてない示し方として示していないとそういった部分はちょっと十分に整合というか横並びを図られていないという状況どうゆうふうにご認識しました。
1:28:36	はい、古作です。今そういう状況だとしたらせつかくですね整理をしているので9条の中での整合と。
1:28:47	各事象と見比べての整合を20条26条でも従来の説明状況というところがそこでスズキの説明状況ということはしっかりと制度化を合わせてですね、しっかりと書いていただければと思います。特に
1:29:07	今回の有毒ガスの部分だと濃縮のほうは6フッ化ウランということで、遠田でフッ化水素だったりってということで、特徴があって、ある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:19	企画規格的ではかなり具体的に、前段部分から書いていただいているんですけど、それ以外が
1:29:29	逆に、明示的に見えない部分があるので、そこも含めてどの程度をどの断面で書くべき角形の整理をして説明いただければと思います。
1:29:52	日本原燃の小出でございます。今コサクさんがおっしゃられていた
1:29:59	6 ふっ化ウラン等については明示的に書いてあるけどもそれ以外は書いてないというおっしゃられているのはそれは補足説明資料ベースではなくて整理しようの本文というか、そういったところでの孔Cというふうに理解しましたけど、それでよろしいでしょうか。
1:30:17	はい、古作です。その通りです。どこの断面でってのはまさにその本文側と補足側と補足の別紙側とというようなところをそれぞれでっていうふうにあります。
1:30:31	日本原燃のオクデです。承知しました先ほど等で終わらそのものも理解ができないというようなコメントもいただきましたのでそこも含めてどこでどの断面で記載するかというところは、栄吉検討をして反映したいというふうに思います。以上です。
1:30:55	規制庁タカナシです。東村のほかに何か確認根拠等規制庁がございますでしょうか。
1:31:17	規制庁タカナシです。ここへと今、今の説明の部分で特にこの時点でぜひ河成しました。
1:31:26	コメント、確認等が今までということであれば、続き説明がもし減がありましたら、そちらのほうに進んでいただければと思いますがいかがでしょうか。
1:31:45	日本原電の小出でございます。我々から追加でご説明することは特段ありませんのでもしませこの資料とかの中身の細かい部分で
1:32:00	コメント等がありましたら、引き続き仰っていただければというふうに考えております。
1:32:09	規制庁タカナシです。ありがとうございます。それではですね、時資料の/hとかNEAの部分とかにこだわらずですね全体を通してですね、全体のまとめることでもいいですありがとうございますから発生し、賛成とか関連して、個別の資料ですね、
1:32:26	入ってですね対応状況を含めた確認ですね、1 といったものがございましたら規制庁側からお願いできますでしょうか。
1:32:37	規制庁の田尻ですと、今ちょっと状況の整理したいんですけど、とりあえず原燃からは取りまとめ資料の説明後になってくる全体資料の話はもうありません

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	よってという話で、全体費用のコメントあれば形状か何かまたあるんだと思うんですけど、コメントリストで今日何か使うんでしたっけ。
1:33:06	日本原燃の工藤でございます。
1:33:09	えっとですねちょっと性まずコメント今回あの説明したところの中に一応コメント回答も含めて記載しております。説明したつもりでして大光状況のところ全体まとめ資料のどこそこを修正しますよと言っているようなコメントに対しては、
1:33:26	今の全体まとめ資料説明させていただいた中で一応説明させていただいたというふうに考えております。ちょっとコメントNo.これに対してっていうところを説明言わなかったなので、ちょっとここ、そこは申しわけなかったと思うんですけども、
1:33:42	そうということですのでもしコメント管理表のコメントのこのNo.について改めて説明をし、
1:33:53	が必要というところであれば、別途説明させていただきたいと思います。
1:33:58	規制庁の田尻です。個別の内容に係る対応は今後個別のときに確認するので置いといてなんですけど、コメントリストリック自体として大きく2点だけなんですけど、まず1点ルールとしてなんですけど、はコメントリストにコメントとして記載して現年回答をかけた今回みたいに提出しました。
1:34:18	言って提出したらうちが了解したっちゃうものではなくてですねコメントリストで今廃炉にペネられてると思うんですけど、基本的にうちがオッケー出したら廃炉ぬようにしといていただきたいんですけど、要は
1:34:34	原燃としてはコメントリストに該当閉まる整理しますって書いてどっか整理費用に書きましたといってもその整理資料の修正版の説明とかは多分受けずに入られているところがあると思っていて、別の番号に飛ばしましたとかっていうんだったらそこに引き継がれているので別にそれ自体は構わんと思うんですけど。
1:34:53	最低限指摘を受けて、その中身について説明をして、確かにそれだったら理解しましたよって言って初めて廃炉にならないと、要はのコメントが終わったんだか残ってないかで残っているかで認識に違いが出てしまうと後々面倒くさいかなと思うのでその点はちょっと今後適切に対応今まですでに入るの。
1:35:13	とりあえずに関しても、ちゃんと今までヒアリングで説明したかどうかを含めてちょっと製剤いただきたいんですけど、説明されてないと勝手にこっちで請求はすることに今後なると思っているんですけどその点をよく認識いただきたいというのが1点と。
1:35:25	あと原燃会等の対応状況という欄なんですけど、どこかのコメントで簡潔に書くとかそういうのが抱えていた分生もあると思っているんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:35	簡潔に書くっていうのは、現年回答で簡潔に書くっていうのは何やったから簡潔にわかるように書いてくださいねっていう話であって、あのNRAのコメントに対してその裏返しみたいな書いて整理しますって言ったら、それも回答じゃなくて対応しまして一言言われたのでは変わらなくて、
1:35:54	どう対応しようとしたのっていうがいればここで見簡潔に書いてあって、その具体化対応状況のとこに行って確かにこういう資料になったのねっていうふうになるべきなんだと思うんですけど。
1:36:04	今の、基本的に、
1:36:06	こちらの指摘のバス言葉言葉を所々賜りしっかり書いてあるやつもいるんです例外置いとくとして全般としてなんですけど。
1:36:14	コメントの内容を一部抜粋したようなの書いて整理するとだけ書かれていて、それは整理するだろうとだけコメントを受けたんだからっていうところにとどまっています、どう整理しようとしてんだっけというところがわからないものが割と多い気がするので、ここは今後という意味でも構わないと思うんですけどその点意識していただいて後対応状況に関しても、
1:36:34	細かく海底でちょっと書いてないやつがいるからちょっとわかりづらいのかもしれないんですけど。
1:36:40	すごいざっくりこの辺りにありますよっていうふうにだけ書いてあってそこを探すのねらい手間かかりそうな人がいたりするので、もうちょっと場所が特定できるように対応状況と書いていただければコメントリストの価値も出てくるかなと思うんでその大きく2点ですけどよろしくお願いします。
1:36:58	日本原燃の三浦です。はい、承知いたしました。
1:37:05	規制庁タカナシです。その他何かございますでしょうか。
1:37:11	規制庁川崎です。今お話のあったところでちょっと例示的に確認してみたいんですけども、例えばその3ページ目のコメントリストの話なんですけども。
1:37:24	鉄塔番号で言うと、
1:37:27	例えば17番から19番に
1:37:30	重大事故対応の関連ということで、
1:37:33	個目とは別途入れられている。
1:37:37	箇所なんですけれども、
1:37:39	例えばその、
1:37:40	17番とかを見ると、
1:37:43	再処理の重大事故対応においては、他の作業環境が重要であると。
1:37:50	ということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:52	評価の方針や対応が妥当だったかを説明することみたいな話がかかれていて、
1:37:59	理事のほうを見ていくと入ってんテロとかに
1:38:04	反映したりしてますと、
1:38:06	いったことを書かれて灰色で塗られたりはするんですけども、結局、こういうコメントの対応って、
1:38:14	一概にこうやっていると思う実機でないとも思っております、
1:38:19	ほかのところもしっかりなんですけども。
1:38:22	どっかには繋がってるはずなんだと思ってます。そういう場合っていうのは、コメント管理表のどこかに飛ばすっていうルールにされてるような気もしているので、仮に
1:38:35	オオバしている場合は多分廃炉出てるんでしょうけれども飛ばし先を書いといってくれないとちょっとわかんないなと思ってますが、ちょっと今の点についていかがでしょうか。
1:38:50	日本原燃の三浦です。はい。ちょっとその部分がですね整理として今そのまま提出したというところで、色塗りしてしまったということもありますので、そこはもう一度コメント内容を精査いたしましてですね、きちっとコメント内容が終わってる変わってないから、そこで常に精査した上でもう1回そのいろんな
1:39:10	利用し直したという形で考えてございます。
1:39:15	規制庁川崎です。
1:39:17	わかりました。
1:39:18	それとちょっともう1点ちょっと中身の話にかかってきてはしまうと思うんですけども。
1:39:26	ちょっと1点だけ確認し対応状況の確認をしたいんですけども。
1:39:33	番号で言いますと、
1:39:38	69%のページ程度8ページのところの
1:39:44	ちょっと本日確認させていただいている点の状況なんですけども。
1:39:50	一応対応状況を拝見しますと、一応資料中に1.0には反映していただいていると。
1:39:56	いうことで確認を始めてはいるんですけども、
1:40:01	ちょっとその状況の中で、
1:40:06	資料中のイメージに記載されているかというですね、あまり
1:40:12	決めて何かコメントへの回答としての説明というよりかは当然その整理しようとしての必要な期待ということになっていて、必ずしもその該当部分か資料を見るだけでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:25	どういう整理になったのかといったところがわからなかったりもする箇所があったんですけど、こういう内容っていうのは、基本的にはそのヒアリングの個別のときに御説明いただき、口頭での説明っていうそういう理解で
1:40:41	いいでしょうか。
1:40:42	例えばなんですけど
1:40:45	先日のヒアリングで
1:40:48	評価濃度、防護対策の妥当性を確認する上での評価をやるといったときに想定する条件としては放出経路とか建物の損壊 5 倍とか、そこら辺の話が出てきたかと思うんですけど。
1:41:03	そういうちょっと議論になったような点の対応とかですね、そういったところの御説明っていうのは、
1:41:10	個別の資料ベースでやっぱり当日のヒアリングで御説明されると、そういう理解でよろしいでしょうか。
1:41:22	日本原燃のオクデでございます。コメントでいただいた内容というのは基本的には資料のほうを読んでいただければわかるようになっていうところを目指して我々資料を作成しております。ですので、
1:41:37	基本的にはそこ悩み中身読んでいただいてわからない点というところがあれば、質問をしていただいて答えるとそういったことを考えておりましたは、もちろん
1:41:52	のコメント回答の場ではこういったことを考えておりますという簡潔な説明をさせていただくつもりですけども、そういう細かい点に関しましては資料、
1:42:03	を読んでいただく、そのそれでもわかっわかるとそういうような資料のつくり込みっていうのをやっているつもりでございます。
1:42:14	規制庁カワラサキです。ちょっとわからないから聞いているという話ではあるんですけども、ちょっとまあその個別具体的話になってしまうのでそこまでは聞かないんですけど。
1:42:26	具体的にさっき言ったような話っていうのは、ある程度その原燃としては話として整理ができていて、もう
1:42:35	ヒアリングとかでも、こちらから、
1:42:37	聞かれたことに対しては答えられる準備が整っている状況なのか、その対応状況が単純にそのなんて言うんですかね。
1:42:47	検討すべき課題が完全にクリアになっているのかどうか、或いは
1:42:53	この評価上どういうふうに取り扱えばいいのか、いろんなところがあるとかですね、そういう何かこう、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:59	グレードが多分あるような気がなんですよ。いろいろがあると思うん思うんですけど、例えば今言ったような点について 1.0 の評価の中で、こういう点が今後説明が必要だと考えているとか、評価条件についてはこう取るべきだろうかとか、
1:43:15	そういった点があるし、今教えていただけないでしょうか。
1:43:20	日本原燃の小出でございます。今このナンバー69 番のこの濃度評価の点で言えばですねもうすでにコメントでもいただいておりますけれども、その評価条件として、例えば有毒ガスが建屋の中で発生したものが外に
1:43:40	どうやって出てくるのかとかですね、あと評価をする上ですね敷地内の稼働減であれば、どういった漏洩量だったりを想定するのかとかですねそういったところはこのコメントを受けて我々としては考えて
1:44:00	ちょっと一応資料の中には入れているつもりでしたので、ヒアリングの場でそういったところの事実確認というところがあれば答えられるような状態にはした上で資料を提出している。
1:44:15	いう状況でございます。
1:44:20	規制庁カワラサキです。わかりました。個別にはヒアリングの中で確認させていただきましても、ちょっとあらかじめ確認したい。
1:44:30	さっきもしていただきたい事項をちょっと
1:44:33	お伝えしておく。
1:44:36	までは
1:44:38	その濃度の評価の方法なんですけれども、今回の防護措置の妥当性ということで、マスクの使用限界だとかですね、そういった観点で評価をされていると理解はしているんですけども。
1:44:52	このとっくにその屋内の取り扱いについてはどういうふうに考えているのかというのがですね、屋外については、比較的その資料もですね、細かい所決めがなされているんですけども、屋内のアクセスルートっていうのか、ちょっとどういうふうに取り扱う考えるべきかというところで、
1:45:11	もう少し説明が必要なのではないかというのが 1 点と。
1:45:16	あとはですね、もう言ってますのは、これも 1.0 関係なんですけども、例えば
1:45:23	複数のアクセスルートがあったときに、謳いするという判断をすると思うんですけど、そういったところがですねどういう判断基準をもって指定部会を、
1:45:35	しっかりとかですね、アクセスルート選択したりとか、
1:45:38	そういうストーリーがですね、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:41	低調にという意味で、これまで許可で説明していった重大事故等対処の手順との関係で成功してるのかどうかとかですね、そういったところの具体的な一連の流れに関して重大事故対策という意味ではもう少し
1:45:57	説明していただく必要があるように思っておりますので、ちょっと今後のヒアリングの中でそういったところの内容については御説明いただきたいとします。以上です。
1:46:11	日本原燃のオクデでございます。承知いたしました。一応さらっとだけ説明させていただきますと、屋内の扱いについてはですね行いは万が一有毒ガスが発生した場合は、僕単純な防護具ではなくて空気酸素呼吸犠牲酸素呼吸器を供給すると。
1:46:30	そういった形になると
1:46:32	その吸い込むというよりは防護の中で完結する話なので例えばインリークとかを考えて使用限界などはあまり考えてないと、そういったところとかもあって説明はあまりとしないという状況になってます。
1:46:49	一応複数のアクセスルートにつきましてはの判断基準ですね判断基準につきましては気球過渡と、
1:46:57	ノートことの基本的に既許可の段階で綱領の有毒ガス以外も含めて考慮しているところではありますので、その部分は
1:47:07	もう少し入れ等説明を膨らまして今後説明していただきさせていただきたいというふうに思います。以上です。
1:47:17	規制庁カワラサキです。ありがとうございます。ちなみに、今言った呼吸器っていうのは許可での対応の手順の範疇の話ですか。
1:47:28	日本原燃オクデでございますあと屋内のその呼吸器はそうそう通りです既許可ので用意するとしている酸素呼吸器の話を今させていただきます。
1:47:39	規制庁カワラサキです。わかりました。ちょっとそういったところの具体的にはそれで成立するのかといったところですね、
1:47:48	引き続き括弧ニフティいただければなと思っております。私から今の点一極です。
1:47:57	規制庁の田尻です。1点だけ、すべて今のやりとりで1点だけなんですけど先ほどおっしゃられた資料を見ていただいただけでわかるようにみたいな話は理想としては目指すべきものとしては間違っていると思いつつ、理想と現実積があって、
1:48:14	資料を見ただけで完結できるんだったらヒアリングとかほとんど機会になっていなかったよねみたいな感じのところもあって、言ってるのは何かっていうとや

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	りとりをしている限りだと聞いたことに関してちゃんと回答されているので検討されているというのは十分認識した上でなんですけど。
1:48:30	概略要は自分たちの考え方は多少書いといてもらったほうが、こちらは事前に資料を読んだ上でヒアリング望む形になるので、原燃がこう考えたっていうのを踏まえた上で確認することっていうのも抽出できるし、そこが理解できてない状態だと何でこうなったんだかっていう無駄な人も行かなきゃいけないので、
1:48:48	おっしゃられる通り、資料見てわかるようになってればっていうのはそれは原燃が今までずっと検討してきた結果自分たちならわかりますっていうものなのか誰でもわかるものなのかっていうのはまたレベル感としていろいろあると思っていて、なんで目指すべきものとして間違いだとは言わないんですけど、多少は原燃の考え方っていうのを補足で書いといてもらえれば、
1:49:07	さっきのコメントリストなりに書いといてもらえれば
1:49:11	効率的な審査になるんじゃないかなという気がするんでその点よろしく願いします。自分からは以上です。
1:49:19	日本原燃のオクデでございます。承知いたしました。ちょっと1点確認させていただきたいのが原燃側の考え方っていうのはコメントリストのほうで見えるようにすると、整理資料のほうに記載するというわけではないという認識で。
1:49:36	よろしいですかねっていうのはですね整理だけですああの物によると思っていて、さっきのカミデのやりとりのところで追記しますって言って異材ってみたいな等だけでしたっていうのも、いやいや、ここに関しては漏れなくやるっていう形なんで代表例として示せばよかったに限定して書いてあってこうしたんですよという考え方。
1:49:56	であったんだと思うんですけど、言ってくれなきゃわからんでしょうっていうのがあってそれだとしたら備考欄に書けばいいかもしれないし整理資料の逆に今回のやつで、原燃回答っていうところに関してはコメントに対してはこういう考え方で整理しようと思ってますって書くだけだったらこのコメント原燃回答ってどこにかけが良くて整理資料には別に最後の結果だけ書いていればそれでわかるんですけど。
1:50:16	若者に応じてっていうところがあるので一概にづらいところがあるんですけど、コメント回答に関していうと原燃回答っていうところに考え方が書いてあって、その答えが整理しようになればそれで自分わかるものがあると思ってます。ただ整理資料に具体が書いてあるんですけどその具体をどういう考え方でまとめますよっていうふうに前段で整理しように一文書いたりするのもそれはそれを図り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:36	安くできるものはあると思っているので、そこはすみませんものに応じてというところがあるので一概にづらいところがあるんですけどこれ回答になりますか。
1:50:44	日本原燃遅れそう承知いたしました。一つ質問させていただいたのは先ほど
1:50:52	整備し良好一つのパッケージとしてつくる時に、他のその有毒ガス以外のところの等々とも合わせってというような話もありましたので、そういったときにどこまで書かかって言うのもちゃんと考えないといけないなというふうに思ったのでちょっと質問させていただいたところなので、
1:51:09	そその辺りは、合わせつつ、今おっしゃられたようにこういう形でまとめますっていうようなところであれば原燃回答ですし、考え方が必要なところであればきちんと補足説明資料なり、整理資料に書くというような形でさせていただきたいと思います。
1:51:29	以上です。聞いて辺りですその認識られればと思うんでよろしく願います。
1:51:39	規制庁タカナシです。その他アンカ確認コメント等或いは個別の確認、詳細の確認はちょっとまた別途津波の
1:51:49	後段のヒアリングでということになるかと思いますが、それに向けてちょっと今の段階でちょっと確認しておきたいこととか或いはちょっとコメントしておきたいことなども含めてございましたらお願いします。
1:52:01	規制庁、上出です。コメントリストで少し認識を合わせたいところは
1:52:08	52 番なんですか。
1:52:13	前半で書いてあるところの発生元、ちゃんと整理してくださいっていうのは、同じなんですけどこの括弧書きで書いてあるところの
1:52:29	薬品の漏えいしがたい生計を前提としてる云々と言っているところはちょっとこちらの問題意識を伝わってないかと思うのでもう一度確認しますが、
1:52:45	もともと既許可では
1:52:50	その発生原因のところの漏えいしがたい設計っていうのを前提としてますねということについてどうするかっていうことなんですけどね。この前提を外して設計をしていくのか。
1:53:05	この前提を維持した説明を続けるのかというのはよくわからなくてその点を説明いただきたいんですけど、込まず、こちらの問題意識は伝わっていただけでしょうか。
1:53:23	日本原燃の
1:53:24	失礼しました。日本原燃のオクデでございます。ここの部分については我々としても認識しております、今ちょっと回答させていただき、いただきますと球場

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	の断面では、化学物質を貯蔵する施設漏えいしがたい設計応答前提とするとここは、
1:53:41	変えるつもりはありません。ただ、変えるつもりはないんですが9条の段階でその有毒ガスの発生元となりうる固定施設とか同施設を網羅的にピックアップしますと、それを踏まえて20条の断面で、その検出装置の
1:53:59	要否、こういったものを評価するときには、影響評価ガイドに基づいて、参考にして、この漏えいしがたい設計っていうのの前提をとっばらっても全量漏えいしますと、そういった前提で評価をすると、そういうような整理を
1:54:16	しております。ですので、その球場段階でこういう論旨が堆積を前提とするところの考え方は、そこで仕切られるかなというふうに考えております。
1:54:32	規制庁カミデです。
1:54:35	その辺は、おそらくまず
1:54:39	9条としてもまずは広範にそういう前提なしとしてサーバーする
1:54:47	網羅的に選出した上で、最終的にはそういう設計を控除していく形状の中での絞り込むことなのだと思いますけど、そのあたり、
1:55:01	9条の外部衝撃の補足説明の後段表とかでも特に記載がなくてですね考えた場合、移行過程でこうへんや、やはり
1:55:14	難しいこととかこっちは高く、きちんと説明をしないとですね、正しい制になっているかはわかりにくいところだと思いますので、この辺りも形状の代表がかできちんと改善を対応のところでどう考えているのかと。
1:55:33	いうところをきちんと示すようにしてください。
1:55:39	日本原燃のオクデです。承知しました。ちょっと今の記載は、やはり最初のスタートが検出装置ありきで作った文書なので、その9条に持って行った上でその9条の頭に合わせて、きちんとその部分もフォローしつつ価格という部分がちょっとまだできてないというところを今認識しましたので、
1:55:59	この修正はさせていただきたいと思います。
1:56:05	補足です。ちょっとよくわからなかったので教えて欲しいんですけど、漏えいしがたい設計を前提としてっていうのは、
1:56:13	んな、どこのどういう書きぶりを
1:56:17	ているものなんでしょうか。
1:56:27	日本原燃のオクデでございます。ここのその前提としてちょっとここも前提としてという言葉の使い方はちょっとな悩ましいと思っているところもあったんですけども、具体的にはですね、9条の整理、資料でいきますとですね。
1:56:47	あと、
1:56:48	島だ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:01	すいません少々お待ちください。
1:57:06	196 ページじゃないですかね小田原評定言うと、
1:57:21	日本原電オクデ貯槽ですね 196 ページ目の一番左の列でいうと、
1:57:29	一番左の列の真ん中辺りですね再処理事業所内において核物質を貯蔵する施設については、核物質が漏えいしがたい設計とするため、事情としては
1:57:43	こういった貯蔵する施設じゃなくて運搬されるか雨水の漏えいを想定しますよとここの部分の
1:57:50	ここの部分を引用して前提とするというような言い方をしておりますので、また、対象はこういった確率を貯蔵する施設になります。
1:58:00	補足です。
1:58:03	国庫に今の商店言うと、これは正しいんですか。
1:58:09	漏えいしがたい設計とするからではなくて、濃度が、
1:58:14	フクイこのとかっていうこと。
1:58:17	以上のことでしょうか。
1:58:18	そもそもここは何の場所でしたっけ。
1:58:22	有毒ガスですか、化学物質について日本原燃のオクデでその部分は今 196 ページで示した部分は化学物質の漏えいし、
1:58:33	各ブースの漏えい。
1:58:38	てはこういうロジックでやったらもう対策を検討して、
1:58:42	です。融度 5 月そうではなくて評価では噴流応援をというところの退避の話をしてたんだと思うんですけど。
1:58:53	有毒ガスではどうなってるんですか。
1:59:07	日本語のオクデでございます。という 6 月については確かに 6 ヶ所のウランA ウラン濃縮工場なんなんかはその濃度が低かったり、敷地周辺の可動施設なんかは、
1:59:23	等といったところもあって影響を与えるようなものには濃度にはならないとそういった意味で記載をしておりますんで一方で再処理施設で使うような有毒化学物質っていうのは基本的には有毒化学物質として扱っていてそれが化学物質として漏えいしたときに、
1:59:44	それによって有毒ガスが発生すると、そういった意味ですので、存有毒ガスとか化学物質の漏えいのどちらかで、
1:59:53	どちらかのカテゴリーに入れるとすれば化学物質の漏えいにカテゴライズされるとそういった意味で今、ここのその化学物質の漏えいに記載されている、この記載を持ってきたということにしています。
2:00:07	すいませんコサクです。頭が回らなくて申し訳ないんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:13	漏えいしがたい設計っていうのを
2:00:19	そもそも論設計としてはやるんでしょうと。
2:00:23	いう一方で、それ。
2:00:25	を踏まえてもう前段否定のような形で漏えいしたときの対策っていうのをどの程度講じますかと。
2:00:34	いう時の考えにおいて、化学物質漏えいのところはしがたい。
2:00:41	設計っていうのを前提にしてある程度限定した対応をとります。
2:00:47	いうことに対し有毒ガスは前広にありますという
2:00:52	ことでこれまで説明あったと思うんですけどそれはその理解のままではその理解で続いているっていうことでいいですか。
2:01:05	日本原燃の原でございます。
2:01:07	炉外しがたい設計とするというところはその9条のその他外部衝撃のところ で、そういう設計がとられております。先ほど来オクデとカミデさんとのやりとり の間で、
2:01:23	人労働へというところを想定して評価をするといったところは20条26条の追 加で要求された検知装置の設置、
2:01:37	この要否について判断をするための有毒ガスの濃度評価、これをするとき には、こうした窮状側で同意しがたい設計とするところの連携をとっぱらて ですね。
2:01:52	能動表0で想定を前提に評価をして検知装置の要否を判断すると。
2:02:00	そういったところで当然漏えいというのはですね9条の世界ではなくて、20条 26条の検知装置の要否の判断のところでは1000\$を前提にしているという、 そういう構成になっております。以上です。
2:02:16	コサクです。その実情は理解してるんですけど書きぶりとして、どこでどう書 くかというときに何が問題になるのかなっていうのがよくわからなかった。
2:02:31	檀ですけど。
2:02:34	今の後段POのやつでいうと194ページに有毒ガスがあって最初一文で、いう ところが発生に対して。
2:02:47	居住性を損なわない設計ということになってます系統汗1分とか、2番目です ね。
2:02:57	これからどの程度のっていうのが明確になっていないと、一方で先ほどの
2:03:06	化学物質の方はぜ。そもそも前提みたいなものが漏えいしがたいぜ設計であ ることからっていう言葉が少し書かれている。
2:03:15	いうことの差分がありつつ、同じように書く間違っちゃうんですけど。
2:03:20	ちょっとどの程度どう書くべきっていうことなんですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:33	ごめんなさいえっというのも、9条から20条26条に行くということなので、9条で何も書かなくていいということでもなくてちゃんとして渡さなきゃいけないってということだという認識のもとに聞いているんですけどいかがでしょうか。
2:03:54	日本原燃の羽田でございます。現状我々の考えとしましては、9条のほうでは化学物質、有毒化学物質の抽出までというところでどんな化学物質を抽出したか、それをちょっと先ほどカミデさんとのやりとりで等で表しましたというところでのしましたけども、
2:04:14	今のコサクさんの御指摘は、またそうした抽出した有毒化学物質、これを
2:04:22	評価のなんて言うなんていう母数として20乗側に引き渡して、20条側で0という想定した濃度評価を行うと、その取り合いを申請書なのか、別途整理しようなのか、どこかで示す必要があるんじゃないかと。
2:04:39	そういうご指摘というふうにはやっておりましたけども、コサクに対するじゃなくて、9条等に十条で少なくとも球場でちゃんと式渡せるように書くべきということです。
2:04:54	それは整理資料を補足するとかじゃなくて、今回申請書で、
2:05:03	承知はして日本原燃の原です。コサクさんの御指摘は理解をいたしました申請書でその引き渡しというんでしょうか。そこ、それをどう表すかというところは、
2:05:18	考えたいと思います。
2:05:21	以上です。コサクですよろしく申し上げます。これも先ほど私申し上げた、どの程度変えていくのか適切かっていうことに結局行き着くんですけど、現状だと、その肝心なのがあまり見えないで6フツ化だけがやたらに細かく書いてあるっていう
2:05:36	感じなので、
2:05:39	その辺り実務的にですね、設計として何がポイントなのかっていうのを幼児に対応していただければと思います。よろしく申し上げます。
2:05:52	日本原燃の羽田でございます承知いたしました。
2:06:01	規制庁タカナシです。その他何かハマダか、加えて確認或いはコメントですね、等ございましたが、お願いいたします。
2:06:22	規制庁とかなきゃいけないと規制庁側よろしいでしょうかもし何かバラして
2:06:27	コメントから確認コメント等あるようであれば開始からちょっと2時間以上経過してるだけというところなんですけど特段ないようであれば、本日は全体に関しては一応まとめのほうに入っていきたいと思いますがそれでよろしいでしょうか。
2:06:48	はい。時制度タカナシそれではあのえ等のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:52	電線いただいて提出いただいている資料で個別の話につきましては今日のお話の中にもありましたけれども、また今後のヒアリングの中でですね、角形それぞれ具体的に確認させていただくことになると思いますので、マーケットの中で必要があればですねこの全体のほうに戻っていただいたものを出していただいて、
2:07:10	確認をするということになると思いますのでよろしくお願ひいたしますそれではちょっと最終的には現在からまとめを聴きする前にちょっと一応簡単にちょっと幾つか私の方から全体の確認定款コメントということなんですが、今申し上げた通り、
2:07:26	コメント対応の管理上の介護デイサービスそういった含めまして管理につきましては、今後の個別の確認を通してですね、対応をし完了とかそういうところを確認だけいただきますので、それでまた必要があれば見直し等もお願ひいたしたいと思います。
2:07:45	ちょっと
2:07:46	今日のお話の中でも幾つか例示とかもあったと思いますけれども、私の方、私は見えていてですね、幾つかちょっと何となく
2:07:56	ちょっと対応が記載がちょっとずれてるのかなってパート例えばもですけれども10
2:08:03	16番とかですね。
2:08:05	対応状況のところNo.53に対する通りと書いてある上げに回答で書いてあったんですが、対応状況のでそちらとの関連が書いてないとかですね。
2:08:15	或いは最後の8分の7ページの60番ツガネ城ところで、現年回答と対応状況良好事項の対応する資料のことはオオハシなことが書かれたりとかそんなこともあったりするので、決めて全体のところ、もう1回
2:08:31	先ほどの話で、記載の見直し等というのがありましたので、確認の方よろしくお願ひしたいと思います。
2:08:39	それからあと全体通じて低角資料館の整合とかそういったところっていうのも確認をお願いしますということがありますのでそちらの方もですね、今後のヒアリングに向けて確認して修正が必要があればですね、それぞれの資料のほうの修正の対応の方をお願ひいたします。
2:08:55	それからあとこれも全体の話ですが資料全体がそのまま見やすさとか判り立入点でですね、工夫ですとか或いは現在、前年の考え方をもって必要な記載する必要がある部分については、反映して展開修正の展開をお願ひいたします。
2:09:11	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:14	私のほうからは以上ですが。それでは、今日の全体にガンガン振り返りの方言のほうからお願いいたします。
2:09:27	はい、日本のミウラです。はい。本日いただいたコメントですけれども、
2:09:32	予定もですね大体伝えたいと思います。まず全体まとめ資料のほうではですねこちらのほうでは、添付資料3を基にですね、説明のほうをさせていただきまして、まず、所見テーマわかりにくいということですねそこをもう少し整理してですね。
2:09:50	わかりやすくですね、
2:09:54	見直しということがまず1点あります定それと今その添付資料3とですねとかく整理資料の5段表、ここでの実NEAの関係性っていうのをですねもう少し明確にするっていうことがですね求められておりますが、こちらのほうの範囲をしたいという形で考えてございます。
2:10:12	それと当公団表作る確性利子のですねこの表を作ってつけておりますけれども、こちらのほうですね、
2:10:23	記載内容がですね、増の具体的な場所とかそういったところをですね、記載しておりませんで、その申請者の差中身だとかそういったものについてですね。ええと。
2:10:37	未成年お作り明確にわかるようにですね、それも踏まえて記載するということ、これ会社と思います。それからですね。
2:10:47	9条の
2:10:49	補足説明資料の中で発生のリストをつけておりますけども、こちらについてはですね、
2:10:57	配置図を付けるなりもう少しその中身がわかりやすかったそのカテゴライズをしてですね。で成立するというようなことを言われてる立場の方の反映したいという形で考えてございます。
2:11:11	あとはコミッティ処理費用につきましては、いろんな仕方とかその辺はですね、
2:11:19	配当コメントの対応状況ですね、もう少し、もう今一度整理いたしまして、練り直しということと後は現年ガスのという形で考えたということですね、回答を記載するということと出発の記載内容についての見直しということといたします。
2:11:37	あとはですね、駐車場のところで参りますけれどもその端部の記載内容ですね、視点について
2:11:46	はげすべき内容ですねこちらのほうで今一度から確認いたしまして、その内容ですね、含めて掲示したいという形で考えてございますが、大体本日いただいた、こちらで以上になるかなという形でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:01	あとはですね細かい部分でその個別の議論でしながら突き上げとしてアクセスルートの評価の部分とかでありましたので、あちらのほうですね。
2:12:14	また後日の別途ヒアリングの席でも回答したいという形で考えてございます。私のほうからは以上になります。
2:12:25	規制庁タカナシですありがとうございます。今の振り返りに関しまして規制庁側から何か確認或いは追加追加等ございましたらお願いします。
2:12:39	規制庁カミデですけど、
2:12:44	来週予定している9条について、
2:12:49	資料一読した感じでまだ詳細に確認できることでないなんていうのは情報がいろいろたり上がったり政治家不足していただくということで、
2:13:00	本日細かめに伝えましたけど、来週の予定はどうされます。
2:13:15	日本原燃三浦でございます。
2:13:17	えーとですねまず本日いただいたコメントの中で対応できる部分についてはですね、市の資料を見直して反映したいと思いますけれども、
2:13:26	そこを踏まえてですね、来週はその予定通り実施できればという形で考えております。
2:13:37	規制庁カミデです。具体的にどういう資料という所直してそれをいつ提出して扱おう迎える計画なのか説明いただけますか。
2:14:05	なぜ本日いただいた建築コメントの中で、その9条に関連するところですね、まずは修正いたしまして、月曜日ですね、資料反映して提出いただいておりますので、
2:14:21	20日
2:14:23	のですねヒアリング望みたいという形で考えています。
2:14:27	例えばですけどもその発生原因のリストでありますとかですね、あとはその本文の記載事項、こういったところですね、
2:14:38	トップイベント範囲という形ですね対応したいという形で考えてございます。
2:14:46	規制庁カミデですと
2:14:49	9条はないと、20日の20以上26条は本当に説明できなかったのが今現状の資料で2216条の
2:15:01	外す高温説明したい事項は説明できます。そういうのを説明することができるんじゃないかとも思うんですけど具体はちょっとよくわからないんですけど、と何。
2:15:18	ですかねそこまで急ぎで球場を直して20日についていう必要性がどこまであるかがよくわからなくて、反応度現実的な工程を今後行ってもらいたいなと思ってるんですけど、その点いかがですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:36	日本原燃メールでございます。ええとですね、次の初カーで実施主体っていうのはですね
2:15:44	県地形のその要否の判断をするの。
2:15:48	まず評価の部分がメインになると考えてございますので、そのまま9条の中身を充実っていうよりは、つまりその考え方のところですね、しっかりと説明したいと。
2:16:08	スズキでございます。補足します。予定通りですね、第2回目は現地系のその用紙この説明はさせていただけるかなというふうに考えておりましたので、それはもともと予定表にありましたから、
2:16:24	それをまたメインとしてやらせていただきたいということでございます。9条のほうはすいません間に合えば提出させていただきますけどもちょっとこの後もう1回ちょっと社内でラップアップしましてですね、その辺はちょっと確認をさせていただきたいとこのように思います。
2:16:45	規制庁カミデです。わかりました。資料の提出予定的ヒアリングの予定については社内でご確認延べもと全力いただければと思いますただ本日冒頭お話ししたように今日ヒアリングしたものの、
2:17:02	大体の対応予定っていうのは、次の週には説明いただけるということで、資料は云々、あと中身どこまでワカマツかっていうのは別として、こういう方向で考えてますっていう話は認識を合わせておく必要があると思うので、その点は最低限準備をお願いします。私のほうからは以上です。
2:17:24	はい、日本原燃の三浦でございます。はい。マツヌマ資料の手続きのようなその方向性を示すという形にモース硬度踏まえてですね、対応したいと思いません。
2:17:41	時精度高くてですねとスケジュールにつきましてはですねは一度原燃側でも検討した上でということなんで、それが決まり次第ですね、速やかに調整で御連絡をいただければと思います。それで、もし変更等があるのであれば、それはそれでまた調整ということに
2:17:56	させていただくということで、後々先ほどちょっとお話もありますけれども、場合によってはできるところからやっていくということもやり方としてはあると思えますのでそういうことができるのであればですね、それも含めて検討いただければと思います。
2:18:15	統計規制庁タカナシです。今ちょっとスケジュールの話も出たところですが、その他、そのスケジュールその他含めまして全体でですね、規制庁が原燃側どちらでも構わないんですけども、確認等何かございましたらお願いします。
2:18:38	はい。原発に関しては、特にありません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:18:44	規制庁田中先生と
2:18:46	それぞれ尤度関数に関してはということで何かほかで御説明とか、何かお話があるということでしょうかね、確認なんですか。日本原燃のスガワラです。本日ですね、有毒ガスのほかに。
2:19:02	廃棄物の共用に関するですね、日本が日本原燃側からの説明はないんですが、規制庁側から確認したい事項があるというふうに前回の審査会合だけ一般事前にいただいた限りで切り換えのタイミングでと書いてあったのでそのタイミングで気するんで大丈夫です。
2:19:22	次回のタイミングでよろしく願います。
2:19:28	はい、承知しました。次回のタイミングでよろしく願います。
2:19:36	はい。規制庁多関節伝送させて
2:19:39	時タカナシですけど今のお話で共用につきましては次回のタイミングで合わせてということでよろしく願いますそれから次回につきましても検討の結果でヒアリングの成績の設定というか、内容のフィックスの方をしたいと思いますので、そちらの方もよろしく願います。
2:19:58	その他、当室側、原燃工がある中でも構いませんけれども何かで確認していること或いは追加で行っていくことがございましたら願います。
2:20:13	そうです。今最後タカナシが言った所懸念がちゃんと理解するかどうかなんですけど、先ほどの共用の話も含めてですね、事務的にシェアリングうーんなりのセッティングの認識合わせをして、
2:20:31	調整をしていくっていう時にちゃんとコミュニケーションをとれてないということじゃないかなと思いますので、今日のコメントを踏まえた対応として整理をしたところから、次回の議題、進め方と、
2:20:47	ということについてちゃんと認識共有を図って臨むように願います。以上です。
2:20:57	日本原燃ビルですはい承知いたしました。
2:21:03	規制庁弾性アクセスありがとうございます。その他何かございますでしょうか。
2:21:18	はい。時制度タカナシです。特にないようでしたら、本日のヒアリングにつきましては、これで終了させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
2:21:31	日本原燃微弱はい問題ありません。
2:21:34	はい。いや聞いたからですありがとうございます。それでは本日のヒアリングはこれで終了させていただきたいと思います。それと本庁側の方。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。